

令和5年8月17日

南相馬市農業委員会
8月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和5年8月17日(木) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	二 谷 純 市	出
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 渡邊 隆雄

鹿島区 鈴木 清教

原町区 小谷津 弘隆

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 佐藤 俊文

主 査 林 雄司

副主査 米本 一樹

主 事 平田 幸子

農地集積課

係 長 但野 典康

主 事 増田 涼

4. 日 程

- | | | |
|--------|----------------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 諸般の報告 | |
| 日程第 3 | 報告第 29 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 4 | 報告第 30 号 | 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について |
| 日程第 5 | 報告第 31 号 | 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について |
| 日程第 6 | 報告第 32 号 | 違反転用事案の報告について |
| 日程第 7 | 議案第 94 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 8 | 議案第 95 号 | 農用地利用規程の認定に係る意見について |
| 日程第 9 | 議案第 96 号 | 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について |
| 日程第 10 | 議案第 97 号 | 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 98 号 | 農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第 99 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分） |
| 日程第 13 | 議案第 100 号 | 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分） |
| 日程第 14 | 議案第 101 号 | 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分） |
| 日程第 15 | 議案第 102 号 | 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分） |
| 日程第 16 | 議案第 103 号 | 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分） |
| 日程第 17 | 議案第 104 号 | 現況確認証明申請について |

5. 会議の概要

(開会 午後1時40分)

議 長 只今より、令和5年8月定例総会を開会いたします。それでは先ず、欠席委員についてですが、本日はおりません。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号16番委員、17番委員、18番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。7月26日、いわき市において浜通り地方農業委員会協議会総会が開催され、今野会長職務代理者が出席いたしました。総会では令和4年度事業報告及び収支決算の承認や、令和5年度事業計画及び収支予算など、議案3件について審議し、いずれも原案のとおり決定いたしました。また、市町村が策定する地域計画に必要となる、各地区における目標地図の素案作成について、いわき市農業委員会の事例発表や各市町村の作成状況について、情報交換し意見を交わしました。以上で諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第29号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第7号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第29号専決第7号についてご説明いたします。議案書の2ページから3ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第30号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の17番委員からの報告を求めます。

17番委員 報告第30号についてご説明いたします。議案書の4ページになります。去る8月8日午後3時より、南相馬市役所北庁舎2階打ち合わせスペース西側において、受け手1名、福島県農業振興公社1名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容についてですが、公社側から田について10アールあたり40万円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費等を含め19万1千2070円となりました。なお、この案件は議案第94号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほどご審議の方よろしくお願いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等あれば発言を願います

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5、報告第31号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第31号についてご説明いたします。議案書の5ページから10ページになります。今回30件の案件がございますが、いずれも合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第32号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第32号についてご説明をいたします。議案書の11ページ、整理番号1

番及び2番につきまして、当事者の氏名、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等は記載のとおりです。先ず整理番号1番ですが、昭和38年以前から宅地への進入通路として使用をしております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして整理番号2番ですが、先ず30番3という土地につきまして、昭和50年頃に住宅の通路敷地として整備し使用しておりました。また30番1という土地につきましては、昭和53年頃に建設業を営んでおりました父が作業場を建築し使用をしておりました。今般、父が亡くなり土地を相続しましたが、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第7、議案第94号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第94号についてご説明いたします。議案書の12ページから25ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第94号についてご説明いたします。議案書の12ページから25ページまでとなります。今回の議案につきましては、所有権移転が1件、利用権設定が117件となります。所有権移転については、報告第30号に関連する内容となります。また、利用権設定については、全て各地区の圃場整備及び担い手の利用調整となります。なお、所有権移転の対価については、所有権移転調整会議において決定し、賃料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

12番委員 所有権移転について、双葉町の方が北長野の農地を取得する理由が分かれば教えていただきたいです。

事務局 受け手の住所は双葉町であり、住民票を移しておりませんが、現在は北長野に居住しております。今回購入した農地も、今居住している近くの農地となっております。

議長 現時点で北長野に居住しておりまして、家を建てて農業用倉庫もあり、家の周りの農地を全部購入され、結構な面積になっております。現住所は双葉町でありますが、こちらに居住しておりますので、購入されたのかと思います。

12番委員 承知しました。

議長 その他に質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第8、議案第95号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第95号についてご説明いたします。議案書の26ページから38ページになります。市が農用地利用規程を認定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第95号についてご説明を申し上げます。議案書の26ページから38ページになります。原町区片倉地区において営農改善組合を結成し、農用地利用規程を作成しましたので、認定にあたり審議を求めるものでございます。農用地利用規程の内容につきましては、29ページからになります。当該規程は農用地の効率的、総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、片倉地区の農業振興と農業経営の改善を目的としております。第2条に、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項について、具体的に三つの

取り組みを示しております。第3条の実施区域につきましては、36ページの区域図のとおりでございます。第4条から第14条では、第2条で示した取り組みの内容及び具体的な実行方策について記載をしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第9、議案第96号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第96号についてご説明いたします。議案書の39ページになります。3条許可となった区分地上権の取消願が1件、使用貸借権の取消願が1件あります。申請当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。取消をする理由につきまして、申請番号1番については、太陽光パネルを設置するにあたり、電線を引き込むための電柱を新設する際に、中継地点の電柱新設予定地の地権者から了承を得られず、事業継続が困難となったことから、許可の取消をするものです。次に、申請番号2番についてですが、営農するために現地を確認したところ、長い窪地となっており、水はけが悪く、ヒサカキの栽培には適さない土地であることが判明し、営農型太陽光発電での事業継続が困難となったことから、許可の取消をするものです。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第10、議案第97号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第97号についてご説明いたします。議案書の40ページから43ページ、申請番号1番から11番について、詳細については記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありまし

た。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 9 8 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第 9 8 号についてご説明いたします。議案書の 4 4 ページ、申請番号 1 番及び 2 番について、詳細については記載のとおりです。申請番号 1 番及び 2 番については、議案第 1 0 3 号申請番号 1 番及び 2 番の関連案件であり、営農型太陽光発電設備設置のための貸借権設定の申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 9 9 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第 9 9 号についてご説明をいたします。議案書の 4 5 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請番号 1 番及び 2 番につきましては、報告第 3 2 号に関連しておりまして、違反の追認を得るための案件となっております。

続きまして、申請番号3番につきましては、農地改良するための一時転用の申請でございます。転用期間は許可日から令和6年3月31日までとなっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。まず、申請番号1番について、15番委員。

15番委員 議案第99号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページです。申請内容は記載のとおりです。これは、報告第32号整理番号1番の関連案件です。去る8月9日午前10時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議長 次に、申請番号2番及び3番について、17番委員。

17番委員 議案第99号申請番号2番についての現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページです。先ほどの報告第32号の追認を受ける案件です。8月17日午前9時頃より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしく願います。

続きまして、議案第99号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページです。8月17日午前10時30分頃より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、農地改良事業であり、立地基準、一般基準ともに満たしており、許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議方よろしく願います。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第13、議案第100号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第100号についてご説明いたします。議案書の46ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示、取消願出をする理由は記載のとおりです。この案件は、議案第96号申請番号1番及び2番関連の案件です。令和4年11月に営農型太陽光発電設備を設置する目的で転用許可を受けました。太陽光発電設備に電線を接続するため、中継地点の電柱を新設するにあたり、電柱設置予定地の地権者に同意を求めましたが、了解を得られなかったことから、事業を断念し転用許可を取消するものです。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第14、議案第101号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第101号についてご説明いたします。議案書の47ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。都市計画用途地域内農地に資材置場を整備するための転用申請です。以上です。

議長 続きまして、現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、16番委員。

16番委員 議案第101号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページです。去る8月12日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第102号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第102号についてご説明いたします。議案書の48ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番及び2番について、16番委員。

16番委員 議案第102号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。去る8月12日午後2時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第102号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。去る8月12日午後3時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。2案件についてご審議よろしくお願いいいたします。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第103号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第103号についてご説明いたします。議案書の49ページ、申請番号1

番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番及び2番については、営農型太陽光発電設備を設置するための転用申請であり、議案第98号申請番号1番及び2番の関連案件です。ともに栽培作物は牧草で、一時転用期間は10年間となっております。以上です。

議 長 続きまして、申請番号1番及び2番について、現地調査委員を代表しまして、3番委員から報告をお願いします。

3番委員 議案第103号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページになります。この案件につきましては、議案第98号申請番号1番の関連となります。去る8月11日午前9時頃より、7番委員と被設定人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、申請番号2番について報告いたします。現地案内図は8ページになります。この案件は議案第98号申請番号2番の関連となります。去る8月11日午前9時20分頃より、7番委員と被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第104号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第104号についてご説明をいたします。議案書の50ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作等により、非農地化したことに対する証明申請であり、申請のあった農地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査委員を代表しまして、12番委員から報告を願います。

12番委員 議案第104号について現地調査の報告をいたします。去る8月7日午後1時55分頃より、推進委員1名、事務局職員1名、さらに17番委員と私の4名で現地調査を行いました。現地案内図は9ページとなりますので、お目通しを願います。当該地は所在が同一で、山間地にある13筆に及ぶ小面積の水田であります。総面積は5,209平方メートルとなります。11筆については、隣接する山林から連続した下り勾配の傾斜地となっておりまして、一部の畦畔には雑木が茂っており、今後不耕作であれば全体に繁茂するような様相を呈しておりました。他の2筆については、山林と荒廃した桑畑を境界としておりまして、一部雑木と篠竹が侵入しております。間もなく原野化山林化するという現況であります。加えて、水利源は修復整備されておらず、震災後閉ざされたままで、水は全く流れておりません。さらに、山麓を利活用した土溝の用水路は、数箇所が崩れて、本来の機能を果たすことは現状では困難な状況下であると、このように確認をさせていただきました。よって、当該申請地は復元をしても農地としての継続利用はできない土地であることを確認し、事務局から報告のとおり非農地であると判断をさせていただきました。以上、現地確認調査の報告といたします。皆様のご審議方よろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告4件及び議案11件、合わせて15件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の8月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後2時5分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和5年9月19日

議事録署名人(16番・サトウ ヒロシ)

議事録署名人(17番・ハンガイ マチコ)

議事録署名人(18番・コンノ ヨシキ)
